

## 規定変更箇所一覧

### 東北大学病院治験審査委員会内規の改正（関係部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第2条（同 右）</p> <p>（迅速審査）</p> <p>第3条 委員長は、審査委員会で既に承認された進行中の治験に関わる軽微な変更、<u>製造販売後調査の実施及び変更に関して</u>、迅速審査及び承認を行う必要がある場合に限り、承認するものとし、その審査の結果については、次の審査委員会において報告する。</p> <p>（同 右）</p>	<p>第1条～第2条（省 略）</p> <p>（迅速審査）</p> <p>第3条 委員長は、審査委員会で既に承認された進行中の治験に関わる軽微な変更に関して、迅速審査及び承認を行う必要がある場合に限り、承認するものとし、その審査の結果については、次の審査委員会において報告する。</p> <p>（以下省略）</p>
<p><u>附 則（平成28年3月17日改正）</u></p> <p><u>この内規は、平成28年3月17日から施行する。</u></p>	
<p>変更理由：迅速審査の対象を変更するため。</p>	